

議案第53号

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(議案第53号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第1条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>